

新潟県条例第13号

新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例

新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例（平成12年新潟県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
(使用料)				(使用料)			
第8条 (略)				第8条 (略)			
2 前項の規定にかかわらず、許可の期間が1月未満の場合の使用料の額は、別表第1に定める基準により算出した額に、 <u>1.1</u> を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。				2 前項の規定にかかわらず、許可の期間が1月未満の場合の使用料の額は、別表第1に定める基準により算出した額に、 <u>1.08</u> を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。			
3～6 (略)				3～6 (略)			
別表第2 （第14条関係）				別表第2 （第14条関係）			
生産物採取料基準				生産物採取料基準			
石	種 類	単 位	採 取 料	種 類	単 位	採 取 料	
	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	160円	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	155円	
	(略)			(略)			
	長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	(略)	120円	長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	(略)	115円	
	長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	(略)	3,610円	長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	(略)	3,530円	
	長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	(略)	7,230円	長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	(略)	7,060円	
	長径120センチメートル以上のもの	(略)	<u>7,230円</u> に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに723円を加算した額	長径120センチメートル以上のもの	(略)	<u>7,060円</u> に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに706円を加算した額	
	砂利	(略)	180円	砂利	(略)	175円	
	かき込み砂利	(略)	160円	かき込み砂利	(略)	155円	
	土砂	(略)	140円	土砂	(略)	135円	
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第8条第2項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき使用料及び採取料について適用し、同日前に徴収すべき使用料及び採取料については、なお従前の例による。